

平成25年3月

お客様 各位

大田原信用金庫
理事長 村田 稔

中小企業金融円滑化法の期限到来後における当金庫の対応について

平成25年3月31日に中小企業金融円滑化法の期限が到来いたします。

当金庫では、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても従来と変わらず、以下のとおり対応いたしますのでお知らせいたします。

1. 当金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、これまでと変わらず、引続き、他業態も含め関係金融機関と十分な連携を図りながら、ご返済条件の変更等や円滑な資金供給に努めてまいります。
2. 当金庫は、お客さまからの資金に関するご相談や、ご返済条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまが抱える問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。
3. 当金庫は、コンサルティング機能を積極的に発揮して、お客さまの経営課題に応じた最適な解決策を、外部専門家や外部機関も活用しながら、お客さまの立場に立って最適な解決策を提案し、十分な時間をかけて実行支援してまいります。

当金庫は、「地域社会繁栄の奉仕と共に信頼と協力に応える」、「中小企業の健全な育成発展に貢献する」という経営理念のもと、こうした取組みを社会的使命と考えており、中小企業金融円滑化法の期限到来後もこれまでと同様に中小企業者等への金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

〔お客さまのご相談窓口〕

お客さまからのご相談は、「店舗のご案内」に記載した各営業店の窓口をご利用ください。